

相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（教育資金の一括非課税贈与）

（その8）

今回は、教育資金の一括非課税贈与の概要について解説します。相続税対策として即効性のある非課税贈与です。

(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

受贈者（30歳未満の者に限る。）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社（信託銀行を含む。）、銀行及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。）に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする。）までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととしました。

なお、外国国籍を有する者又は国内に住所を有しない者であっても、一定の要件を満たす場合には、この特例の適用を受けることができます。

（注）教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいいます。

① 学校等（学校教育法に規定する「学校」、「専修学校」及び「各種学校」等をいいます。）に支払われる入学金、授業料その他の金銭、及び② 学校等以外の者に教育に関する役務の提供の対価として支払われる金銭のうち一定のもの

(2) 申告

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した「教育資金非課税申告書」を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。

また、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（教育資金非課税申告書に記載された金額が1,500万円に満たない場合に限る。）において、新たに直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合には「追加教育資金非課税申告書」をその金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出することとされています。

(3) 終了時**① 受贈者が30歳に達した場合**

イ. 調書の提出・・・金融機関は、本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額（以下「非課税拠出額」という。）及び契約期間中に教育資金として払い出した金額の合計金額（学校等以外の者に支払われた金銭のうち500万円を超える部分を除く。以下「教育資金支出額」という。）その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。

ロ. 残額の扱い・・・非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税することとされています。

② 受贈者が死亡した場合

イ. 調書の提出・・・金融機関は、受贈者の死亡を把握した場合には、その旨を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。

ロ. 残額の扱い・・・非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税を課しないとされています。

③ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額がゼロとなった場合

教育資金管理契約に係る預金等の額がゼロとなった場合において受贈者と金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があった日に同契約は終了するものとしています。

(4) 贈与者が死亡した場合**① 教育資金管理契約前に贈与者が死亡した場合**

贈与税の課税価格に算入されなかった価額は、当該贈与税に係る贈与者が死亡した場合であっても、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、生前贈与加算等の規定は適用されません。

② 教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合

受贈者が死亡したこと以外の事由により教育資金管理契約が終了し、贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該算入すべき価額は、生前贈与加算等の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されます。

（文責：山本和義）